

山梨県公報

第二千七百三十九号

平成二十九年

十月二十三日

月 曜 日

目次

告示
 ○道路の区域変更……………六九七
 公告
 ○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知……………六九七

告示

山梨県告示第三百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年十一月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十三日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
中央市大田和字長正寺四四二番地先から 中央市大田和字上土井外笛吹川右岸堤防 敷地先まで	三・〇 五六・六	二・九 六・九		四八九・〇

公告

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十九年十月二十三日

山梨県知事 後 藤 斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町塩之上字芋籠一五七三	西田鳶五郎、白田金作、川口猪之松、西田彦十郎、望月市太郎、望月利十良、深沢金泰、深沢重六、望月宗正、川口茂吉、望月爲逸、深沢勇治郎、望月種吉、深澤倉治郎、深澤一雄、望月恵之助、望月富平、望月喜時、望月光吉、望月彦一郎、大野相馬、望月由松、望月栄吉、望月直吉、望月市作、深沢萬平、深沢長作、深沢勝三郎、望月権太郎、望月富重郎、望月英雄、大野留吉、佐野時治郎、渡辺寿恵虎、深沢吉松、佐野清太良、佐野まつ子、望月龍之助、樋川正明、西田金重
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一七四	萱沼和夫
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一七六	齋藤義直
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一七九	西田五朗、望月宗利、望月八左エ門

南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一八〇	百瀬吉通
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一八一の二	笠井政重、笠井光雄、斉藤翁逸、笠井忠重
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一八二	西田五朗、望月宗利、望月倉吉
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一八三、一一八七、一一八八	望月政幸
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一八四の一	細田吉郎
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一八四の一〇	中里はる
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一八四の一	松田務
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一八四の一三	安川日出夫
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一八四の一四から一一八四の一六まで、一一八四の五	下田宗一
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一八四の一七	小山希王
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一八四の四、一一八四の六から一一八四の八まで	有限会社泉商事
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一八四の九	有限会社フレンドリース
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一八五	望月幹譽
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二六八	渡辺哲夫
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二七一、一二九七、一二九八の一	笠井義平
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二八八の一	斉藤基喜
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二八九	京島重資
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二九四	矢尾板能茂
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二九五の一、一二九六	松田秀子
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二九九	笠井芳
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一三〇四の一、一三〇五	笠井一雄、天野大吉
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一二三一	京島榮一
南巨摩郡早川町草塩字上霞九六三、九六四、九七六	渡辺與左エ門ほか四十四名
南巨摩郡早川町草塩字上霞九七八（次の図に示す部分に限る。）	望月重團、渡辺竹重、渡辺けい、望月清重、深沢一良、佐野清吉、佐野延雄、望月市太郎、望月芳太郎、望月保之助
南巨摩郡早川町草塩字上霞九九九（次の図に示す部分に限る。）	佐野サト、佐野金三、高橋咲子
南巨摩郡早川町笹走字荒金一〇九六、一一〇七	里吉睦美
南巨摩郡早川町笹走字荒金一一〇六、一一〇八	深松榮、中込芳吉
南巨摩郡早川町笹走字荒金一一三二	望月源松
南巨摩郡早川町笹走字荒金一一三四	望月富五郎

南巨摩郡早川町笹走字荒金一一三五	深沢文吉
南巨摩郡早川町笹走字大手坂一一五五から一一五七まで、一一五九、一一八〇、一一八一	上田賢儀
南巨摩郡早川町笹走字大手坂一一五八、一一六〇の一、一一六一の一、一一七三、一一七六、一一七七、一一七八の一、一一七九の一	河西政孝
南巨摩郡早川町笹走字大手坂一一六二	望月福松
南巨摩郡早川町笹走字大手坂一一六九	阿部商事株式会社、埼玉商事株式会社、原田興産株式会社
南巨摩郡早川町塩之上字外はぶち一二二五	保坂為右エ門
南巨摩郡早川町塩之上字外はぶち一二二六、一二二七	西田鳶五郎
南巨摩郡早川町塩之上字外はぶち一二二四	深澤良知
南巨摩郡早川町塩之上字外はぶち一二三一、一二三四、字栗山一四〇八	深澤一雄
南巨摩郡早川町塩之上字外はぶち一二三八	深澤倉治郎
南巨摩郡早川町塩之上字外はぶち一二四三、一二四五	西田妙子
南巨摩郡早川町塩之上字釜土一二四七、一二四八、字栗山一四二四	西田金重
南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四〇一、一四〇三	川村謙二

南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四〇六、一四四二	深沢庄左エ門
南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四一六	望月種吉
南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四一七、一四四六	望月爲逸
南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四二三	望月三男
南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四四一	川口優
南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四四九	望月喜時
南巨摩郡早川町塩之上字栗山一四五一	望月毅
南巨摩郡早川町塩之上字向山一三九一、字播磨平二〇三四、字屋根下二四〇七、二四〇九、字日向二四七〇、二四七一	望月忠兵衛
南巨摩郡早川町塩之上字向山一四〇〇	深澤幸作
南巨摩郡早川町塩之上字日向二四七三、二四七五、二四七六	齊藤芳政
南巨摩郡早川町塩之上字日向二四九二の内一、二四九九の内一、二四九九の内二、二五一一の内一	望月榮吉、望月直吉、望月今一、深澤萬平、深澤長作、深澤良知
南巨摩郡早川町塩之上字日向二五一一	望月一秀、望月英雄
南巨摩郡早川町塩之上字日向二五一四	西田孫右工門、深沢庄左エ門

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 三 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年九月七日農林水産省告示第千三百九十一号
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕